



平成 22 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 エスエス製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 塩 野 紀 子
(コード番号 4537 東証第一部)
問合せ先 財務経理部長 伊 東 良 宏
(TEL. 03-3668-4511)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1) ②」において定義いたします。）の取得について、平成 22 年 6 月 15 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更について

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件A）

(1) 変更の理由

平成 22 年 4 月 14 日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてご報告申しあげておりますとおり、ベーリンガーインゲルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社（以下「BIJI」といいます。）は、平成 22 年 2 月 15 日から当社普通株式に対し公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成 22 年 4 月 13 日に終了しております。本公開買付けの結果、BIJI は、平成 22 年 4 月 20 日（本公開買付けの決済開始日）をもって当社普通株式 108,666,190 株（平成 21 年 12 月 31 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：95.70%）を保有するに至っております。

BIJI は、ドイツ連邦共和国に本拠を有するベーリンガー インゲルハイム グループにおける海外グループ会社の多くを統括する会社であるベーリンガー インゲルハイム アウスランズベタイリグングス ゲーエムベアーハー (Boehringer Ingelheim Auslandsbeteiligungs GmbH)（以下「BA」といい、BIJI 及び BA 並びに BA がその発行済株式の全てを保有する日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社を含むベーリンガー インゲルハイム グループに属する会社（ただし、当社を除くものとします。）を、「BI グループ」と総称します。）がその持分の全てを保有し、本公開買付けを通じて当社株式を取得及び保有することを目的として設立された会社であり、平成 22 年 2 月 10 日付 BIJI のプレスリリース「エスエス製薬株式会社の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、BI グループは、日本市場において強力なブランド力を有する当社を完全子会社化することによって、日本におけるコンシューマーヘルスケア（以下「CHC」といいます。）ビジネスの市場における地位をより一層強化し、かつ、発展させることができると考え、当社の完全子会社化取引の実施を決定したとのことです。

一方当社は、平成 22 年 2 月 10 日付当社プレスリリース「ベーリンガーインゲルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」においてご報告申しあげておりますとおり、BI グループから独立していると認められる取締役 5 名（平成 22 年 3 月 30 日付で退任した取締役 2 名を含みます。）及び監査役 2 名から構成される特別委員会（以下「特別委員会」

といたします。) から、BI グループが当社を完全子会社化することによって、以下のようなメリットが見込まれる旨の報告を受けております。

まず、BI グループが当社を完全子会社化することにより、当社は、BI グループとの連携を一層強化することができると考えられます。また、BI グループが当社を完全子会社化することにより、当社及び BI グループの共同意思決定プロセスの効率性が向上し、当社は BI グループが持つ経営資源及びノウハウを共有することができるようになります。さらに、当社がグローバル企業グループの日本における完全子会社となることで、当社の従業員も成長とキャリアアップの機会を享受することが期待できます。

また、BI グループは、当社に対し、BI グループにおけるグループポリシーに従って、BI グループの医療用医薬品に関するスイッチ OTC について、BI グループにおける他の子会社と同様の権利を付与すること、及び、BI グループの幅広い CHC 製品や CHC パイプラインに関する情報、医療用医薬品業界のネットワーク等の様々な資産を活用させる機会を与えることを企図しており、これによって、当社においては、新製品開発の企画及び開発の早期かつ効率的な実施が可能となります。さらに、BI グループは、BI グループのグローバルなチャネルやリソースを生かして当社の製品に係る海外市場を開拓していくこと、M&A の機会を当社と共同で評価し追求していくこと、他の海外 CHC 企業からの当社への製品供給の可能性を増大させていくこと、当社と共同してより効率的な組織運営や共同購買等を行っていくこと等を企図しており、これにより当社は、幅広いシナジーを発揮する機会を得ることが可能となります。また、BI グループからは、当社の完全子会社化後も、BI グループにおけるグループポリシーに従って当社の自主性・独立性を尊重し、当社の事業の強化を図っていくこととし、厳しい市場環境を勝ち抜くために、当社の伝統ある会社名・製品名を存続させ、BI グループは当社を CHC ビジネスにおける中心企業と位置付けるとの説明を受けております。

上記の事項に加え、有力なパイプラインを有する BI グループの医療用医薬品における強固な世界規模のビジネスを活用する機会を得ることにより、当社は、さらなる競争力を得ることができると見込まれます。

当社は、上記のような特別委員会からの報告や、当社のフィナンシャル・アドバイザーである株式会社 KPMG FAS (以下「KPMG FAS」といいます。) 及びリーガル・アドバイザーである阿部・井窪・片山法律事務所からの意見書等を踏まえ、BI グループによる当社の完全子会社化が、当社の企業価値を向上させるために極めて有効な方策であるとの結論に至りました。また、当社は、特別委員会からの答申の内容や、当社のフィナンシャル・アドバイザーである KPMG FAS のフェアネス・オピニオン等を踏まえ、本公開買付けにおける当社普通株式の1株当たりの買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)その他の本公開買付けの諸条件は、当社の少数株主の利益に適切な配慮がなされたものであり、本公開買付価格は妥当な価格であって、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。以上から、当社の取締役会は、平成22年2月10日、本公開買付けに賛同の意見を表明すると共に、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議を行いました。

そして、平成22年4月14日付 BIJI のプレスリリース「エスエス製薬株式会社の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」等において開示されておりますとおり、本公開買付けに対して当社の普通株式108,666,190株の応募があり、応募株券等の総数(108,666,190株)が買付予定数の下限(96,497,101株)以上となりましたので、本公開買付けが成立いたしました。

以上の点を踏まえ、当社は、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、BIJI の完全子会社となるために、以下の①から③の方法(以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。)を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、下記(2)に記載の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式(以下「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとする事により、当社を種類株式発行会社(会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。)に変更いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部(当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。)を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を710万分の1株の

割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 710 万分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、BIJI 以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満の端数となる各株主様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき裁判所の許可を得て当社が A 種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 710 円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

定款一部変更の件 A は、本完全子会社化手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、下記（2）に記載の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、これまで当社は、当社定款第 6 条第 2 項におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、1,000 株を単元株式数として規定していたところ、同項は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、定款一部変更の件 A で設けられる A 種種類株式については 1 株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、定款一部変更の件 A に係る定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更の件 A に係る議案が承認可決された時点で、その効力を生ずるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 2 章 株 式 (発行可能株式総数、単元株式数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4 億株とする。</p> <p>2. 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p>	<p>第 2 章 株 式 (発行可能株式総数、単元株式数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4 億株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は 3 億 9999 万 9900 株、第 6 条の 2 に定める内容の株式（以下「A 種種類株式」という。）は 100 株とする。</u></p> <p>2. 当社の<u>普通株式の</u>単元株式数は、1,000 株とし、<u>A 種種類株式の</u>単元株式</p>

<p>(新 設)</p> <p>第3章 株主総会 (新 設)</p>	<p>数は、1株とする。</p> <p><u>(A種種類株式)</u></p> <p><u>第6条の2 当社の残余財産を分配するとき</u> <u>は、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>第3章 株主総会 <u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第16条の2 第13条、第14条及び第15条の規定</u> <u>は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第16条の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
--	--

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件B）

(1) 変更の理由

定款一部変更の件Bは、定款一部変更の件Aでご説明した本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、定款一部変更の件Aによる変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、定款一部変更の件Aにおける定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を710万分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、BIJI以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、定款一部変更の件Bに係る定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更の件A及び下記「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において定款一部変更の件Bに係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力発生日は、平成22年7月22日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

定款一部変更の件Aによる変更後の定款	追加変更案
(新設)	(全部取得条項) 第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。 2. 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を710万分の1株の割合をもって交付する。

Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

定款一部変更の件Aでご説明申しあげておりますとおり、当社としては、BIグループによる当社の完全子会社化が、当社の企業価値を向上させるために極めて有効な方策であるとの結論に至ったことから、株主様のご承認をいただくことを条件として、本完全子会社化手続を行うことといたしました。

全部取得条項付普通株式の取得の件は、定款一部変更の件Aでご説明した本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、定款一部変更の件Aによる定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を710万分の1株の割合をもって交付するものといたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、前記のとおり、BIJI以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項及び第4項に基づき裁判所の許可を得て当社がA種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に710円(本公開買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を710万分の1株の割合をもって交付するものといたします。

(2) 取得日

平成22年7月22日

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得の件に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において定款一部変更の件Aに係る議案及び定款一部変更の件Bに係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において定款一部変更の件Bに係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

III. 上場廃止について

本臨時株主総会において定款一部変更の件A、定款一部変更の件B及び全部取得条項付普通株式の取得の件に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において定款一部変更の件Bに係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成22年6月15日から平成22年7月15日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年7月16日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできません。

IV. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日公告	平成22年4月14日（水）
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日	平成22年4月30日（金）
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成22年5月20日（木）
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催日	平成22年6月15日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更の件A）の効力発生日	平成22年6月15日（火）
整理銘柄への指定	平成22年6月15日（火）
当社普通株式の売買最終日	平成22年7月15日（木）
当社普通株式の上場廃止日	平成22年7月16日（金）
全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更の件B）の効力発生日	平成22年7月22日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成22年7月22日（木）

以上